

至急

日バス協技第170号

平成24年4月29日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会長 堀内 光一郎

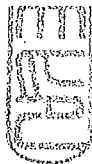
ゴールデンウィーク期間中における安全確保の徹底について

本日（4月29日）、群馬県藤岡市の関越自動車道上り線藤岡ジャンクション付近において、走行中の貸切バスが側壁に衝突し多数の死傷者を出す交通事故が発生したことを受け、国土交通省自動車局長から別紙のとおり通知がありました。

つきましては、当該通知の「記」を徹底し、安全確保について万全を期するため貴協会会員事業者へ至急周知徹底下さるようよろしくお願い申し上げます。

担当：技術安全部（山下、仁保）

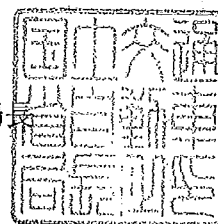
電話：03-3216-4015



国自安第12号
国自旅第93号
国自貨第15号
平成24年4月29日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長



ゴールデンウィーク期間中における安全確保の徹底について

4月29日(日)午前4時40分頃、群馬県藤岡市の関越自動車道上り線藤岡ジャンクション付近において貸切バスが乗客45名を乗せて走行中、当該道路の左側に衝突し、7名が死亡するという誠に痛ましい事故が発生した(本日午後2時現在)。

輸送等の安全の確保は国土交通行政に課せられた重要な責務の一つであり、ことに多くの国民がバス等の公共交通機関を利用して観光等のため長距離を移動するゴールデンウィーク期間中においては、安全対策に全力を傾注しなければならない。

このため、同種事故の再発防止対策を図り、利用者の信頼回復に万全を期すため、貴会傘下会員に対し安全対策及び事故防止の徹底を図られるよう下記事項について周知徹底を図られたい。

記

1. 現行の運行管理業務の実施状況を確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に、次に掲げる事項を適切に実施すること。
 - (1) 確実な点呼の実施
 - (2) 適切な運行計画の作成及び運行指示
 - (3) 労働時間に関する改善基準告示の遵守等、過労運転の防止
2. 運行に当たっては、道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう乗務員に徹底を図ること。